

ID: 5220

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	変更命令		
法令名称 根拠条項	工場立地法 第10条第1項		
法令番号	昭和34年法律第24号		
【基準】 法第10条第1項の規定による。 (変更命令) 第10条 市町村長は、前条第2項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。 2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から90日以内にしなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日